

そ の 他

37. 税務職員数及び事務分掌

(平成30年4月1日現在)

課	係	職 名 及 び 人 員								事 務 分 掌
		課 長	課 長 補 佐	係 長	総 括 主 任 主 査	主 任 主 査	主 査	一 般	係 計	
税 務 課	税 政 係	1	1 (1)	1 (1)	-	1 (1)	1 (1)	-	3 (3)	1 諸税の賦課に関すること。 2 税務諸証明に関すること。 3 市県民税の賦課に関すること。 4 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の 賦課に関すること。 5 公図の整理保管に関すること。 6 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 7 市税の徴収に関すること。 8 徴収金の嘱託及び受託に関すること。 9 納税相談に関すること。 10 納税思想普及啓発に関すること。 11 口座振替の手続きに関すること。
	市 民 税 係			1	-	1 (1)	3 (2)	2 (1)	7 (4)	
	資 産 税 係			1	-	1 (1)	3 (2)	5 (2)	10 (5)	
	納 税 係			1 (1)	-	-	3 (2)	2	6 (3)	
計 1課 4係				4 (2)	-	3 (3)	10 (7)	9 (3)	26 (15)	計28人(16人) 課長及び課長補佐を含む。

注:()内の数字は女性職員である。

38. 税務職員の年齢構成

(平成30年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
課長・課長補佐	—	—	—	1	1	2	51.0
税政係	—	—	2	1	—	3	40.0
市民税係	—	2	3	2	—	7	35.1
資産税係	—	4	4	2	—	10	32.3
納税係	—	2	3	1	—	6	34.8
計	—	8	12	7	1	28	35.7

注：満年齢で計算し、満年齢に満たない月数は除外

39. 税務職員の在職通算年数

(平成30年4月1日現在)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 9年未満	9年以上	平均年数
課長・課長補佐	—	1	—	—	—	1	6.0
税政係	1	1	1	—	—	—	1.3
市民税係	3	—	3	1	—	—	2.3
資産税係	—	7	3	—	—	—	2.0
納税係	1	3	2	—	—	—	2.3
計	5	12	9	1	—	1	2.4

注：税務課2回目以上の者は合算

40. 徴税費に関する調

区 分			平 成 25 年 度		平 成 26 年 度	
			金 額	前年比	金 額	前年比
税収入額		(1)市 税	7,147,054	98.6	7,358,257	103.0
		(2)個人の県民税	1,698,880	100.5	1,721,053	101.3
		(3)合 計	8,845,934	99.0	9,079,310	102.6
徴税費	人件費	(4)基 本 給	80,017	99.1	82,330	102.9
		(5)諸 手 当	42,545	99.2	42,826	100.7
		イ 超過勤務手当	7,105	76.7	6,574	92.5
		ロ 税務特別手当	—	—	—	—
		ハ その他の手当	35,440	105.4	36,252	102.3
		(6)そ の 他	25,443	97.3	26,866	105.6
		(7)小 計	148,005	98.8	152,022	102.7
	需用費	(8)旅 費	2	—	46	—
		(9)賃 金	6,506	101.6	15,584	239.5
		(10)そ の 他	26,053	101.4	35,712	137.1
		(11)小 計	32,561	101.5	51,342	157.7
	報奨金 及びこれ に類する 経費	(12)納期前納付の報奨金	—	—	—	—
		(13)そ の 他	49	96.1	48	98.0
		(14)小 計	49	96.1	48	98.0
	(15) そ の 他		53,497	161.1	24,152	45.1
	(16) 合 計		234,112	108.8	227,564	97.2
県民税 徴収取扱費		(17)納税義務者数を基準にした額	87,506	99.7	86,782	99.2
		(18)報奨金の額に相当する額	—	—	—	—
		(19)合 計	87,506	99.7	86,782	99.2
(20) (16) — (19)			146,606	115.1	140,782	96.0
税収入に対する 徴税費の割合	(21)	(16) ／ (3)	2.6	108.3	2.5	96.2
	(22)	(20) ／ (1)	2.1	116.7	1.9	90.5
(23)徴税職員数			27	増減 0	28	1.0
職員一人当たり人件費 (7)／(23) (以下単位＝円)			5,481,667	98.8	5,429,357	99.0
人口一人当たり徴税費 (20)／(人口)			2,416	116.0	2,342	96.9
一世帯当たりの徴税費 (20)／(世帯)			6,181	114.3	5,909	95.6
徴税費1,000円当たりの市税収入額(1)／(20)			48,750	85.7	52,267	107.2

(単位＝千円・％)					
平 成 27 年 度		平 成 28 年 度		平 成 29 年 度	
金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
7,501,103	101.9	7,644,047	101.9	7,868,625	102.9
1,748,382	101.6	1,772,592	101.4	1,821,168	102.7
9,249,485	101.9	9,416,639	101.8	9,689,793	102.9
84,891	103.1	81,146	95.6	89,265	110.0
44,342	103.5	44,726	100.9	45,644	102.1
6,371	96.9	6,435	101.0	5,234	81.3
—	—	—	—	—	—
37,971	104.7	38,291	100.8	40,410	105.5
26,449	98.4	24,463	92.5	27,888	114.0
155,682	102.4	150,335	96.6	162,797	108.3
65	141	61	93.8	70	114.8
15,431	99.0	16,043	104.0	14,416	89.9
35,569	99.6	31,318	88.0	32,629	104.2
51,065	99.5	47,422	92.9	47,115	99.4
—	—	—	—	—	—
48	100.0	48	100.0	48	100.0
48	100.0	48	100.0	48	100.0
33,755	139.8	91,919	272.3	43,820	47.7
240,550	105.7	289,724	120.4	253,780	87.6
86,649	99.8	87,468	100.9	87,808	100.4
—	—	—	—	—	—
86,649	99.8	87,468	100.9	87,808	100.4
153,901	109.3	202,256	131.4	165,972	82.1
2.6	104.0	3.1	119.2	2.6	83.9
2.1	110.5	2.6	123.8	2.1	80.8
28	増減 0	27	△ 1.0	27	増減 0
5,560,071	102.4	5,567,963	100.1	6,029,519	108.3
2,581	110.2	3,416	132.4	2,826	82.7
6,396	108.2	8,358	130.7	6,811	81.5
48,740	93.3	37,794	77.5	47,409	125.4

41. 市税の税率等(平成30年度)

税 目		賦課期日	納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率																																							
市 民 税	個 人	1月1日	市内に住所を有する個人 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	○均等割 3,500円 ○所得割 <table><tr><th>課税所得の段階</th><th>税 率</th></tr><tr><td>一律</td><td>6%</td></tr></table>				課税所得の段階	税 率	一律	6%																																
	課税所得の段階	税 率																																									
一律	6%																																										
法 人	事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に申告	市内に事務所又は事業所を有する法人 上記以外で寮等を有する法人	○均等割 <table><tr><th>資本等の金額</th><th>従業者数</th><th>税 率</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超 50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超 10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>〃</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超 1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>〃</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td colspan="2">上記に掲げる法人以外の法人等</td><td>50,000円</td></tr></table> ○法人税割 法人税額の12.1%				資本等の金額	従業者数	税 率	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	〃	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	〃	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円							
資本等の金額	従業者数	税 率																																									
50億円超	50人超	3,000,000円																																									
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																									
10億円超	50人以下	410,000円																																									
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																									
〃	50人以下	160,000円																																									
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																									
〃	50人以下	130,000円																																									
1千万円以下	50人超	120,000円																																									
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円																																									
固定資産税	1月1日	土地・家屋・償却資産の所有者	賦課期日における評価額の1.4% ただし、土地については負担調整等による課税標準額の1.4%																																								
軽自動車税	4月1日	原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者(使用者)	<table><tr><td rowspan="4">原 付</td><td>50cc以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>90cc以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>125cc以下</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>三輪以上</td><td>3,700円</td></tr><tr><td rowspan="2">小型特殊</td><td>農耕作業用</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>その他</td><td>5,900円</td></tr><tr><td colspan="2">二輪の小型自動車</td><td>6,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">軽自動車</td><td>二輪</td><td>3,600円</td></tr><tr><td>三輪</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>三輪※1</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>三輪※2</td><td>3,900円</td></tr></table>	原 付	50cc以下	2,000円	90cc以下	2,000円	125cc以下	2,400円	三輪以上	3,700円	小型特殊	農耕作業用	2,400円	その他	5,900円	二輪の小型自動車		6,000円	軽自動車	二輪	3,600円	三輪	3,100円	三輪※1	4,600円	三輪※2	3,900円	軽自動車	<table><tr><td rowspan="4">乗 用</td><td>四輪以上</td><td></td></tr><tr><td>営業用</td><td>5,500円 ※1 8,200円 ※2 6,900円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>7,200円 ※1 12,900円 ※2 10,800円</td></tr><tr><td rowspan="4">貨 物</td><td>営業用</td><td>3,000円 ※1 4,500円 ※2 3,800円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>4,000円 ※1 6,000円 ※2 5,000円</td></tr></table>	乗 用	四輪以上		営業用	5,500円 ※1 8,200円 ※2 6,900円	自家用	7,200円 ※1 12,900円 ※2 10,800円	貨 物	営業用	3,000円 ※1 4,500円 ※2 3,800円	自家用	4,000円 ※1 6,000円 ※2 5,000円
原 付	50cc以下	2,000円																																									
	90cc以下	2,000円																																									
	125cc以下	2,400円																																									
	三輪以上	3,700円																																									
小型特殊	農耕作業用	2,400円																																									
	その他	5,900円																																									
二輪の小型自動車		6,000円																																									
軽自動車	二輪	3,600円																																									
	三輪	3,100円																																									
	三輪※1	4,600円																																									
	三輪※2	3,900円																																									
乗 用	四輪以上																																										
	営業用	5,500円 ※1 8,200円 ※2 6,900円																																									
	自家用	7,200円 ※1 12,900円 ※2 10,800円																																									
	貨 物	営業用	3,000円 ※1 4,500円 ※2 3,800円																																								
自家用		4,000円 ※1 6,000円 ※2 5,000円																																									
市たばこ税			製造たばこの製造者・特定販売業者・卸売販売業者	紙巻たばこ等(旧3級品以外) 1,000本につき 5,262円 (平成30年9月30日まで) 5,692円 (平成30年10月1日から)																																							
鉦 産 税			鉦物掘採鉦業者	鉦物の価格 1月の掘採鉦物価格200万円以下 0.7% 〃 200万円超 1.0%																																							
入 湯 税		鉦泉浴場の入湯客	1人1日につき 150円 ただし日帰り入湯客は1人1日につき 50円																																								
都市計画税	1月1日	都市計画用途地域内の土地及び家屋の所有者	固定資産税に同じ (都市計画用途地域内) 0.3%																																								

徴収方法及び納期限	備	考																													
普通徴収 1 期 7月2日 2 期 8月31日 3 期 10月31日 4 期 1月31日 特別徴収 翌月の10日まで（毎月）	課税標準額＝総所得金額等－所得控除額 個人市民税と個人県民税はあわせて賦課徴収する。 （県民税） ○均等割 2,500円（森林・環境税 1,000円含む） ○所得割	<table><tr><th>課税所得の段階</th><th>税 率</th></tr><tr><td>一律</td><td>4%</td></tr></table>	課税所得の段階	税 率	一律	4%																									
課税所得の段階	税 率																														
一律	4%																														
申告納付 事業年度終了後 2 か月以内																															
普通徴収 1 期 5月1日 2 期 7月31日 3 期 12月25日 4 期 2月28日	（免税点） 土 地 30万円未満 家 屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																														
普通徴収 5月31日	※1 賦課期日において初度検査年月より13年経過した車両 ※2 平成27年4月1日以降に新しく新規検査を受けた車両 燃費性能に応じた特例有（軽課：平成29年度のみ） <table><tr><td colspan="2">軽課（平成28年4月1日以降に 新しく新規検査を受けた車両）</td><td>※A</td><td>※B</td><td>※C</td></tr><tr><td colspan="2">三 輪</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四 輪</td><td rowspan="2">乗 用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨 物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td></tr></table> ※A 電気軽自動車・天然ガス軽自動車 ※B ★★★★★かつ32年度燃費基準＋20％達成の乗用車 ★★★★★かつ27年度燃費基準＋35％達成の貨物車 ※C ★★★★★かつ32年度燃費基準の乗用車 ★★★★★かつ27年度燃費基準＋15％達成の貨物車	軽課（平成28年4月1日以降に 新しく新規検査を受けた車両）		※A	※B	※C	三 輪		1,000円	2,000円	3,000円	四 輪	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨 物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	
軽課（平成28年4月1日以降に 新しく新規検査を受けた車両）		※A	※B	※C																											
三 輪		1,000円	2,000円	3,000円																											
四 輪	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																										
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円																										
	貨 物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																										
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円																										
申告納付 毎月 翌月末日まで	税率等の特例 紙巻たばこ等（旧 3 級品）1,000本につき 4,000円																														
申告納付 毎月 翌月15日～末日まで	※平成29年9月より課税対象となる事業所なし																														
申告納付 特別徴収義務者（経営者） 翌月15日まで（毎月）	課税免除：年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入場する者																														
固定資産税に同じ																															

42. 証明・閲覧等に関する調

(単位＝件・％)

区 分			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
納税証明	1	市・県民税	404	504	533	517	597
	2	固定資産税	82	61	60	76	60
	3	法人市民税	46	36	25	29	20
	4	軽自動車税	30	21	26	27	33
	5	車検用証明	1,623	1,605	1,594	1,529	1,471
	6	完納証明	402	355	234	207	318
所得関係	7	所得証明	2,335	2,171	1,855	1,750	1,339
	8	(非)課税証明	565	608	591	479	374
	9	所得課税証明	3,759	5,215	5,930	6,238	6,399
	10	扶養証明	63	48	30	3	2
	11	営業証明	64	71	52	80	77
不動産関係	12	評価証明	588	551	472	494	404
	13	評価通知	1,010	993	1,091	1,259	1,393
	14	公課証明	151	122	169	170	200
	15	評価・課税証明	196	214	164	210	203
	16	納税義務者証明	133	86	62	85	73
	17	名寄帳兼課税台帳の写し閲覧	998	869	939	862	865
	18	固定資産課税台帳記載事項証明	38	10	16	7	13
	19	公図(地籍図)の写し閲覧	685	1,003	677	632	495
	20	一筆カードの閲覧	639	755	530	454	438
	21	住宅用家屋証明	246	204	203	250	258
その他	22	相続税法58条通知	765	728	723	812	788
	23	その他	572	600	451	606	588
小 計			15,394	16,830	16,427	16,776	16,408
支 所 申 請			2,983	3,079	3,110	3,232	3,129
合計	件 数		18,377	19,909	19,537	20,008	19,537
	前 年 比		101.1	108.3	98.1	102.4	97.6
	金 額 (円)		3,905,750	4,108,250	4,027,100	4,176,500	4,078,650
	前 年 比		102.6	105.2	98.0	103.7	97.7

市 税 概 要

2 0 1 8 年（平成 3 0 年版）

発 行 日 平成 3 0 年 1 1 月
編集発行 土岐市総務部税務課
〒 5 0 9 - 5 1 9 2
岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101
TEL 0 5 7 2 - 5 4 - 1 1 1 1
FAX 0 5 7 2 - 5 4 - 8 9 4 8